

患 者 各 位

静岡県立病院機構 3 施設における、診療情報の相互参照について

厚生労働省では、ICTを活用した医療機関の情報を共有することで、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指しています。

当院では、上記施策の下、静岡県立病院機構各施設に記録・保管されている患者さんの診療情報・検査結果・画像等（以下、診療情報とします）の相互参照を行います。

1. 利用目的

患者さんへの正確な情報に基づいた高度で安全な医療提供を目的に、静岡県立病院機構統合電子カルテを利用して、当院を含む 2. に掲げる施設で診療情報の相互参照を行います。

2. 対象施設

静岡県立総合病院、静岡県立こころの医療センター、静岡県立こども病院

3. 個人情報の安全確保

診療情報を守るために次のような対策を講じています。

- (1) 静岡県立病院機構統合電子カルテは、厚生労働省の示す医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づいて、外部からの不正アクセスの対策などの診療情報の保護をしています。
- (2) 診療情報の相互参照は、静岡県立病院機構統合電子カルテを利用する 2. に掲げる施設のうち、患者さんの診療に関わる施設に限ります。

4. 診療情報の相互参照

2. に掲げる施設における診療情報の相互参照を望まない場合、診療情報の相互参照を中止しますので、「初診・再診受付」までお申し出ください。その場合、当院に保存している診療情報を当院に限って利用します。ご了承ください。

5. 診療情報の相互参照の再開

静岡県立病院機構統合電子カルテを利用した診療情報の相互参照は、いつでも再開することができます。「初診・再診受付」までお申し出ください。

2023年5月1日
静岡県立総合病院院長
小西 靖彦